

高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は、高額療養費(高額医療費)として支給されます。

①70歳以上または老人保健で医療を受ける人

自己限度額区分	平成18年9月まで		平成18年10月1日から	
	外 来 (個人単位)	外 来 + 入 院 (世帯単位)	外 来 (個人単位)	外 来 + 入 院 (世帯単位)
現役並み所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は40,200円)	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は44,400円)
一 般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低 所 得 II	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低 所 得 I		15,000円		15,000円

②70歳未満の人

自己限度額区分	平成18年9月まで	平成18年10月1日から
上 位 所 得 者	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は77,700円)	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は83,400円)
一 般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は40,200円)	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円(4回目以降は24,600円)	35,400円(4回目以降は24,600円)

上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが、670万円(平成18年10月から600万円)を超える世帯。

出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給が35万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで	300,000円
平成18年10月1日から	350,000円

人工透析を要する上位所得者の自己限度額が変わります

特定疾病療養受給者証をお持ちで、慢性腎不全で人工透析を必要とする上位所得者は自己負担が引き上げられます。

平成18年9月30日まで	10,000円
平成18年10月1日から	20,000円

お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040

お医者さんにかかるときの自己負担が変わります

国民健康保険・老人保健

急激に進む少子高齢社会。国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、このほど医療の抑制や給付と負担の公平化を図る医療制度改革関連法が成立しました。

平成18年10月からは、「70歳以上で現役並み所得者の病院等の窓口負担が2割か3割になる」などの保険給付等の見直しがあります。

今回の主な改正内容をお知らせします。



70歳以上または老人保健で医療を受ける人の所得区分の判定基準が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得がある人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで 2割

平成18年10月1日から 3割

所得判定基準(平成18年8月1日から適用)

現役並み所得者	2割負担 (10月1日から3割負担)	同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける人がいる人。 例・単身世帯の場合は383万円以上の収入がある人 ・2人以上の場合は520万円以上の収入がある人
一 般	1割負担	現役並み所得者、低所得II、低所得Iに該当しない世帯
低 所 得 II		同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者(老人保健対象者は世帯全員)が住民税非課税である人(低所得I以外の人)
低 所 得 I		同一世帯の世帯主及び国保の被保険者(老人保健対象者は世帯全員)が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

所得区分が上がる人には経過措置があります。(平成18年8月から2年間)

① 公的年金等控除の見直し・高齢者控除の廃止に伴う経過措置 公的年金等控除見直し及び高齢者控除の廃止により、新たに現役並み所得者になった人で、次のいずれかにあてはまる人については、「自己負担限度額」についてののみ「一般」を適用します。		
ア 課税所得	145万円以上213万円未満	
イ 収入の合計金額	高齢者が1人世帯	383万円以上484万円未満
	高齢者が2人以上の世帯	520万円以上621万円未満
② 住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置 高齢者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯のうち一部が課税者になったが、非課税のままの人がいる場合は、申請するとその非課税の人については医療費が高額になったときの自己負担限度額及び食事の標準負担額は「低所得II(高齢福祉年金受給者は「低所得I」を適用)」の限度額を適用します。		

療養病床に入院する場合の食事・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の人は、これまで食材料費相当のみ負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

平成18年9月30日まで
食材料費相当を負担
24,000円(日780円×30日)

平成18年10月1日から
食 費 42,000円
居 住 費 10,000円

所得の低い人は、負担が軽減されます。

	住民非課税世帯	年金受給額80万円以下等	高齢福祉年金受給者
	30,000円	22,000円	10,000円